

既存の被災者支援施策一覧

大項目	小項目	施策名	実施主体	施策概要	担当府省庁 担当課
	廃棄物、土砂の処理・撤去	災害等廃棄物処理事業費補助金	市町村	災害により特に必要となった廃棄物の安全かつ適正な処理を支援	環境省環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課
		堆積土砂排除事業	市町村	環境省・防衛省と連携し、家屋内を含めた宅地内やまちなかに堆積した土砂等の迅速な撤去を支援 市町村が一定規模以上の土砂等を排除する場合：1/2補助（激甚災害の場合、財政力に応じてさらに嵩上げあり。また、残り地方負担分について、起債充当率100%、交付税措置95%）	国土交通省 都市局 都市安全課
	住宅再建	応急的な住まいの確保	国、都道府県、市町村	内閣府防災や自治体等と連携し、被災者が利用可能な応急的な住まいの空室提供等の情報を一元的に把握し、被災者に情報提供	国土交通省 住宅局 住宅総合整備課
		災害復興住宅融資	(独)住宅金融支援機構	災害により滅失・損傷した家屋の復旧に対し、低利融資を実施	国土交通省住宅局総務課 民間事業支援調整室
金融支援・減免等	地方税の減免措置等	都道府県、市町村	地方公共団体の長が、条例で定めるところにより、地方税の申告・納付等の期限の延長、徴収の猶予、地方税の軽減免除等の措置をとることができる。	総務省自治税務局企画課	
	電気料金の災害特別措置	電気事業者	災害救助法が適用された市町村とその隣接する地域において被災した需要家等から電気料金の支払期日の延長等について申出があった場合、特別措置を適用する。 https://www.meti.go.jp/press/2020/07/20200707009/20200707009.html https://www.meti.go.jp/press/2020/07/20200710012/20200710012.html	資源エネルギー庁 電力産業・市場室	
	受信料の免除	日本放送協会	災害救助法が適用された区域内において、半壊、半焼又は床上浸水以上の程度の被害を受けた建物に受信機を設置して締結された受信契約に係る受信料を免除するもの。 https://pid.nhk.or.jp/jushinryo/menjo_r020703-gouu.html	日本放送協会	
	電話料金等の減免措置	通信事業者	電話料金等について、避難等の理由により利用できない期間、基本料金等の減免や支払期限の延長を行うとともに、携帯電話のデータ通信容量の制限の解除を実施 ※具体的な実施内容については、各通信事業者にお問い合わせ下さい。	総務省 料金サービス課	
	国税の申告・納付等の期限延長	国	災害による被害を受けたことにより国税の申告・納付等をその期限までに行えないときに、所轄税務署長に申請し、承認を受けることで、期限が延長される制度（当初の期限が経過した後も申請可能）。	国税庁 総務課 審査企画係	
	所得税の全部又は一部の軽減	国	災害により住宅や家財などに損害を受けた場合には、確定申告を行うことで所得税法の雑損控除又は災害減免法の適用により所得税の減免が受けられることができる制度。	国税庁 課税部 個人課税課 審理第1係	
	納税の猶予	国	災害により財産に相当な損失を受けた場合や、災害を受けたため国税を一時に納付することができない場合に、所轄税務署長に申請しその承認を受けることで納税が猶予される制度	国税庁 徴収部 管理運営課 監理1係 国税庁 徴収部 徴収課 徴収指導1係	
	金融機関に対する金融上の措置の要請	財務局・日本銀行	金融機関による ・既存融資にかかる返済猶予等の貸付条件の変更等、災害の影響を受けている顧客の便宜を考慮した適時的確な措置 ・生命保険金又は損害保険金の迅速な支払い ・生命保険料又は損害保険料の払込猶予等	金融庁監督局 監督調査室	
	自然災害ガイドラインによる支援	自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関	債務者（個人・個人事業主）に係る住宅ローン・事業性ローンの債務整理支援	金融庁監督局 監督調査室	

	本人確認方法等の特例	国	令和2年7月豪雨による被害の状況等を踏まえ、犯罪収益移転防止法施行規則上の本人確認方法等に関し、以下の特例措置を実施 (1) 寄附のための現金振込みについて、本来10万円超の場合に必要な本人確認を200万円以下の場合には不要とする (2) 被災者が本人確認書類を亡失するなどして本人確認を行うことが困難な場合には、本人の申告に基づいて口座開設等を可能とし、後日に本人確認を行うものとする	警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課犯罪収益移転防止対策室 金融庁企画市場局総務課調査室
	貸金業者からの借入手続等の弾力化	国	令和2年7月豪雨の被災者が、貸金業者から返済能力を超えない借入れを行おうとする場合に、例えば特定の書面を用意できないなど、法令に定める手続き等が問題となって、本来なら借りることができる資金を借りられないという不都合が生じないよう、貸金業法施行規則の一部を改正し、以下の借入手続等を弾力化。 (1)「社会通念上緊急に必要と認められる費用」の借入手続等 (2)個人事業主の借入手続 (3)極度額方式によるキャッシングの借入手続 (4)配偶者の年収と合算して年収を算出する場合の借入手続 詳細は以下。 「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令」について (https://www.fsa.go.jp/news/r2/kashikin/20200710/20200710.html)	金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室
切れ目のない被災者支援 (心のケアや孤立防止等)	災害弔慰金	市町村	災害により死亡された方のご遺族に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害弔慰金を支給します。災害弔慰金の支給額は次のとおりです。 ・生計維持者が死亡した場合：市町村条例で定める額(500万円以下)を支給 ・その他の者が死亡した場合：市町村条例で定める額(250万円以下)を支給	内閣府政策統括官(防災担当)
	災害障害見舞金	市町村	災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害が出た場合、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害障害見舞金を支給します。災害障害見舞金の支給額は次のとおりです。 ・生計維持者が重度の障害を受けた場合：市町村条例で定める額(250万円以下)を支給 ・その他の者が重度の障害を受けた場合：市町村条例で定める額(125万円以下)を支給	内閣府政策統括官(防災担当)
	被災者生活再建支援制度	都道府県、市町村	住居が全壊した世帯等は、最大300万円の支援金を受け取れます。支援金の使途は限定されませんので、何にでもお使いいただけます。 http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/index.html	内閣府政策統括官(防災担当)
	災害援護資金の貸付	市町村	災害により世帯主が負傷した場合又は住居、家財の損害を受けた場合は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、生活の再建に必要な資金として、最大350万円の貸付けを受けることができます。	内閣府政策統括官(防災担当)
	教科書等の無償給与(災害救助法)	都道府県、災害救助法が適用された市町村	災害救助法に基づく学用品の給付は、災害により学用品を失った児童・生徒に対して、教科書や教材、文房具、通学用品を支給します。	内閣府政策統括官(防災担当)
	小・中学生のための通学支援	都道府県、市町村	激甚災害に指定された場合、激甚災害の指定を受けた災害により被災し、通学困難となった小・中学校に対して、都道府県及び市町村がスクールバス等の運行などの、通学支援を行う場合その一部を補助。(補助率1/2)	文部科学省 初等中等教育局 財務課
	教職員加配	都道府県、政令指定都市	被災児童生徒に対する学習支援等を行うため、公立学校への教職員定数の追加措置を行う。 (義務教育費国庫負担金(補助率1/3)等による措置)	文部科学省 初等中等教育局 財務課
	学習指導員・スクール・サポート・スタッフ等の追加配置	都道府県・政令指定都市	被災児童生徒に対する学習支援や教員の負担軽減を行うため、公立学校への学習指導員、スクール・サポート・スタッフ等の追加配置に必要な経費を支援。(補助率1/3)	文部科学省 初等中等教育局 財務課
	スクールカウンセラー等の派遣	都道府県、政令指定都市等	被災した児童生徒等の心のケアを行うため、公立学校へのスクールカウンセラー等の追加派遣に係る経費を支援する。(補助率1/3)	文部科学省 初等中等教育局 児童生徒課

	小・中学生の就学援助	市町村	被災により、経済的に就学が困難な児童・生徒の保護者を対象に、学用品費、新入学用品費、修学旅行費、学校給食費等を援助。	文部科学省 初等中等教育局 修学支援プロジェクト チーム
	特別支援学校等への就学奨励事業	都道府県、市町村等	特別支援学校等に就学する幼児児童生徒への支援。(被災による家計急変に伴う支弁区分の再測定、通学費の増額等)	文部科学省 初等中等教育局 特別支援教育課
	公立高等学校等に在学する生徒に対する家計急変への支援	国、都道府県、市町村	地方公共団体が家計急変世帯への支援として実施した授業料減免措置に要した経費を支援する。 (補助率) ・公立の高校等、私立の高等専門学校等 1/2 ・国立高校等、国立高専、海上技術学校 10/10	文部科学省 初等中等教育局 修学支援プロジェクト チーム
	高校生等奨学給付金(家計急変世帯への支援)	都道府県	都道府県が低所得世帯への支援として実施する奨学給付金事業について、家計が急変した場合も補助対象とし、国がその経費を支援する。(補助率1/3)	文部科学省 初等中等教育局 修学支援プロジェクト チーム
	国立大学法人授業料減免	国立大学法人	被災した国立大学の学生の修学機会の確保(年間授業料相当額を支援)	文部科学省 高等教育局 国立大学法人支援課
	国立高等専門学校授業料減免	独立行政法人国立高等専門学校機構	被災した国立高等専門学校の学生の修学機会の確保(年間授業料相当額を支援)	文部科学省 高等教育局 専門教育課
	独立行政法人日本学生支援機構の奨学金の緊急採用・応急採用及びJASSO災害支援金の支給	独立行政法人日本学生支援機構	災害救助法の適用地域及びそれに準じる地域で被災した学生・生徒の修学機会の確保	文部科学省 高等教育局 学生・留学生課
	高等教育の修学支援新制度	独立行政法人日本学生支援機構	家計が急変し修学が困難となった学生等を対象に、随時申込みを受け、家計急変後の所得による支援対象者の判定を実施し、修学機会の確保する。	文部科学省 高等教育局 学生・留学生課
	私立大学等への授業料減免等支援	学校法人	被災した私立大学等の学生の修学機会の確保(大学等による授業料減免等支援事業に係る所要額の一部を補助)	文部科学省 高等教育局 私学部私学助成課
	私立高等学校等への授業料減免支援	都道府県	被災し家計急変となった生徒等への授業料減免支援(都道府県が要した経費の一部を補助)	文部科学省 高等教育局 私学部私学助成課
	教育の質向上を図る学校支援経費(教育相談体制の整備)	都道府県	都道府県が私立高等学校等におけるスクールカウンセラー等の活用について助成を行う場合、その一部を補助。	文部科学省 高等教育局 私学部私学助成課
中小小規模事業者の支援	①災害貸付 ②セーフティネット貸付(経営環境変化対応資金)	株式会社日本政策金融公庫	①被災によって生じた損害を復旧するために必要な運転資金および設備資金の貸付 ②社会的な要因による一時的な業況悪化により資金繰りに著しい支障を来していること又は来すおそれのあること等により必要な設備資金及び運転資金の貸付	財務省大臣官房 政策金融課 中小企業庁 金融課
	小規模企業共済災害時貸付	独立行政法人中小企業基盤整備機構	災害救助法適用地域の小規模企業共済契約者であって、貸付資格判定時に掛金納付月数が12か月以上の者に対し、中小企業基盤整備機構が低利の融資を行うもの。	中小企業庁 小規模企業振興課
	小規模企業共済特例災害時貸付	独立行政法人中小企業基盤整備機構	激甚災害(本激)及び特定非常災害に指定された災害に係る災害救助法適用地域の小規模企業共済契約者であって、貸付資格判定時に掛金納付月数が12か月以上の者に対し、中小企業基盤整備機構が無利子の融資を行うもの。	中小企業庁 小規模企業振興課
	中小企業・小規模事業者ワンプッシュ総合支援事業(よろず支援拠点事業・専門家派遣事業)	民間団体等	・中小企業、小規模事業者が抱える様々な経営課題に対応するワンプッシュ相談窓口として、各都道府県に「よろず支援拠点」を設置。 ・高度・専門的な課題には、それに応じた専門家を派遣。	中小企業庁 経営支援課
	セーフティネット保証4号	保証協会	自然災害等の突発的事由により経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証(100%保証)を行う制度。	中小企業庁 金融課
果樹農業生産力増強総合対策【非公共】	生産出荷団体、農業者等	被害果実の利用促進に要する経費(消費拡大PR、一時貯蔵等)、被害果樹の植え替えとこれにより生じる未収益期間に要する経費を支援。	農林水産省生産局 園芸作物課	

生業の再建	農林漁業者への支援	日本政策金融公庫による資金繰り支援【非公共】	(株)日本政策金融公庫	被災農林漁業者等の経営復旧に向けて、長期・低利な農林漁業セーフティネット資金等の災害関連資金(運転資金・施設資金)により支援。	農林水産省経営局 金融調整課
		農業次世代人材投資事業【非公共】	準備型:都道府県、 経営開始型:市町村	被災により農作業を行えない場合、復旧作業を研修や農業生産等の従事日数に加えられること、一定の研修や農業生産等の従事日数を確保できない場合には、当該休止期間に相当する期間、交付期間を延長することができる取扱い等についてを周知。	農林水産省経営局 就農・女性課
		就職水河期世代の新規就業促進事業【非公共】	都道府県	被災により農作業を行えない場合、復旧作業を研修や農業生産等の従事日数に加えられること、一定の研修や農業生産等の従事日数を確保できない場合には、当該休止期間に相当する期間、交付期間を延長することができる取扱い等についてを周知。	農林水産省経営局 就農・女性課
		農業保険の共済金の早期支払等【非公共】	農業共済団体	共済金の早期支払い、収入保険のつなぎ融資の実施	農林水産省経営局 保険課、保険監理官
		鳥獣被害防止総合対策交付金【非公共】	地域協議会、民間団体等	被災した鳥獣被害防止施設等の再整備を支援。	農林水産省農村振興局 鳥獣対策・農村環境課 鳥獣対策室
		森林保険の早期支払等【非公共】	国立研究開発法人森林研究・整備機構	森林保険について、損害調査を迅速に行い、保険金の早期支払を実施	農林水産省林野庁 計画課
		漁船保険【非公共】	日本漁船保険組合	漁船の不慮の事故により生じた損害、漁船の運航に伴う不慮の費用負担及び責任の発生により生じた損害等を補填。	農林水産省水産庁 漁業保険管理官
		漁業共済【非公共】	漁業共済団体	漁獲金額が不漁等により減少した場合の損失など、中小漁業者が異常の事象又は不慮の事故によって受ける損失を補償。	農林水産省水産庁 漁業保険管理官
		水産基盤整備事業のうち水産環境整備事業【公共】	地方公共団体等	漁場の生産力の向上と豊かな生態系の維持・回復に向け、漁場施設の整備のほか、漁場における堆積物除去、底質改善等の事業を実施	農林水産省水産庁 計画課
		水産多面的機能発揮対策事業【非公共】	漁業者等で構成される活動組織	漁場等に堆積・漂流する流木等の回収・処理に取り組み漁業者等に対する支援	農林水産省水産庁 計画課
水産業成長産業化沿岸地域創出事業【非公共】	民間団体等 (NPO法人水産業・漁村活性化推進機構)	被災を機に収益性の向上と適切な資源管理を両立させる浜の構造改革に取り組む沿岸漁村地域に対し、必要な漁具、漁船のリース方式による円滑な導入に要する経費を助成。	農林水産省水産庁 研究指導課		
被災地域の雇用対策	農の雇用事業【非公共】	(一社)全国農業会議所	被災農業法人等が、従業員を他の農業法人等に研修目的で派遣する場合に必要な経費を支援(次世代経営者育成派遣研修タイプ)。 年間最大120万円、最長2年間支援	農林水産省経営局 就農・女性課	
	国立大学法人等施設災害復旧事業	国立大学法人等	被害を受けた国立大学法人等(国立大学法人、大学共同利用機関法人及び国立高等専門学校機構)の施設の災害復旧事業に要する経費(定額)を補助する。	文部科学省 大臣官房 文教施設企画・防災部 計画課	
	国立大学法人等設備災害復旧	国立大学法人等	被害を受けた国立大学法人等(国立大学法人、大学共同利用機関法人)の教育研究診療設備の復旧	文部科学省 高等教育局 国立大学法人支援課	
	公立学校施設災害復旧事業	都道府県、市町村	被害を受けた公立学校施設の災害復旧事業に要する経費の3分の2(離島の場合は5分の4)を補助する。	文部科学省 大臣官房 文教施設企画・防災部 参事官(施設防災担当)	
	私立学校施設災害復旧事業	学校法人等	激甚災害に指定された場合、激甚災害によって被害を受けた私立大学等の施設の災害復旧等について、設置者に対し補助を実施	文部科学省 高等教育局 私学部私学助成課	
	公立社会教育施設災害復旧事業	都道府県、市町村	激甚災害(本激)に指定された場合、当該災害によって被害を受けた特定地方公共団体が設置する公立社会教育施設(公民館、図書館、博物館、文化施設、体育館、運動場、水泳プール等)の災害復旧事業において、法律等に基づき、予算の範囲内において、補助事業に要する経費の2/3を補助。	<社会教育施設> 文部科学省 総合教育政策局 地域学習推進課 <社会体育施設> スポーツ庁 参事官(地域振興担当) <文化施設・博物館> 文化庁企画調整課	

災害応急復旧

災害復旧事業の迅速化

被災文化財の災害復旧	国指定等文化財の所有者、管理団体、都道府県、市町村等	国指定等文化財の所有者等に対し自然災害により被害を受けた国指定等文化財を確実に後世へ継承するために、早急に保存・修復等の措置を講じる。(災害復旧事業については、通常の補助率に20%を加算(上限85%))	文化庁 文化資源活用課
農林水産業共同利用施設災害復旧事業【公共】	農業協同組合、森林組合、水産業協同組合、農事組合法人、地方公共団体等	異常な自然災害により被災した農林水産業共同利用施設の復旧に要する経費を補助します。	農林水産省大臣官房 地方課災害対策室
災害復旧等事業(農地・農業用施設等)【公共】	都道府県、市町村等	被災した農地・農業用施設の早期復旧、再度災害防止のための施設改築・補強等を支援。	農林水産省農村振興局 防災課
災害復旧等事業(山林施設)【公共】	都道府県、市町村等	豪雨、地震等により被災した治山・林道施設や荒廃山地等を早期に復旧	農林水産省林野庁 治山課、整備課
漁港関係等災害復旧事業【公共】	都道府県、市町村、漁協等	被災した漁港や海岸等を早期に復旧する	農林水産省水産庁 防災漁村課
多面的機能支払交付金【非公共】	農業者等により構成される活動組織等	農地等に堆積した土砂・流木等の撤去などの応急措置や、農地周りの施設の小規模な被災箇所の補修を支援。	農林水産省農村振興局 農地資源課
中山間地域等直接支払交付金【非公共】	農業者等	中山間地域等において共同で行う農地や農地周りの水路、農道等の点検・確認や補修などの応急措置を支援。	農林水産省農村振興局 地域振興課
農業水路等長寿命化・防災減災事業【非公共】	都道府県、市町村等	きめ細やかな長寿命化対策、機動的な防災減災対策、ため池の保全・避難対策を支援。	農林水産省農村振興局 水資源課、防災課
農地耕作条件改善事業【非公共】	都道府県、市町村等	耕作条件の改善及び高収益作物への転換に向けた取組を支援。	農林水産省農村振興局 農地資源課 農林水産省生産局 園芸作物課
大規模災害時の災害査定 の効率化	都道府県、市町村等	大規模災害時、一定の基準を満たす場合は、机上査定限度額等の引き上げ等、災害査定 の効率化を図る	農林水産省 農村振興局 防災課 林野庁 治山課、整備課 水産庁 防災漁村課
大規模災害時の災害査定 の効率化(簡素化)	都道府県、市町村	災害復旧事業において、大規模災害が発生した際に災害査定をスピーディーかつ効率的に進めるための査定の効率化(簡素化)を実施 ①机上査定限度額の引上げ 会議室で書類のみで行う机上査定の対象限度額を引上げし、査定期間を短縮 ②採択保留額の引上げ 現地で決定できる災害復旧事業の金額を引上げ、早期着手が可能 ③設計図書の簡素化 設計図書の作成において航空写真や標準的な断面図等の活用により測量・設計期間を短縮 ①、②、③:災害の規模により引上げ金額を嵩上げ	国土交通省 水管理・国土保全局 防災課 港湾局 海岸・防災課 都市局 都市安全課
治山事業【公共】	都道府県	豪雨等により生じた荒廃山地等の復旧・整備を実施	農林水産省林野庁 治山課
森林整備事業【公共】	地方公共団体 森林組合 森林所有者等	被害森林における被害木等の伐採・搬出、伐採跡地での造林、これらの施業と一体的に行う森林作業道の開設及び改良・復旧等を支援。	農林水産省林野庁 整備課
廃棄物処理施設災害復旧 事業費補助金	地方公共団体	災害により被害を受けた一般廃棄物処理施設等の復旧を支援	環境省環境再生・資源 循環局 廃棄物適正処理推進課
自然環境整備交付金	都道府県、市町村	国立公園、国定公園等の保護と適正な利用を図るため、都道府県が作成する自然環境整備計画に基づき、公園施設の整備に係る費用を補助。 ○国立公園整備事業:1/2補助 ○国定公園等整備事業:45/100補助	環境省 自然環境局 自然環境整備課

河川・道路等の復旧、二次被害の防止	公共土木施設(河川、道路、下水、公園、砂防等)の災害復旧	都道府県、市町村	<p>地方自治体が所管する公共土木施設が、豪雨や地震などの異常な天然現象によって被災した場合、被災自治体が被災箇所について災害復旧を申請し、それに基づいて災害査定が行われ、災害復旧事業費が決定 [基本2/3国庫負担(残り地方負担分について、起債充当率100%、交付税措置95%) ※ 激甚災害の場合、災害復旧事業費と自治体の財政力を勘案してさらに嵩上げ ※ 原形に復旧することが不可能、困難、不適当な場合には、形状・寸法・材質を変えて機能を復旧することや、これに変わる施設で復旧することも可能 ※ その他、被災箇所とその周辺を合わせた一連区間の施設機能を強化することにより再度災害を防止するための改良復旧がある。</p>	<p>国土交通省 水管理・国土保全局 防災課</p> <p>港湾局 海岸・防災課</p> <p>都市局 都市安全課</p> <p>住宅局 住宅総合整備課</p>	
	災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業	都道府県	<p>当該年発生した風水害、震災等により急傾斜地に新たな崩壊が生じ、放置すれば次期降雨等により保全対象に被害を及ぼす恐れがある場合に、都道府県が緊急的に実施する急傾斜地崩壊防止工事。 【採択要件】がけ高、人家戸数、事業費等</p>	国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課	
	災害関連地域防災がけ崩れ対策事業	市町村	<p>災害対策基本法による市町村地域防災計画に危険箇所として記載され、または記載されることが確実であるがけ地のうち、当該年発生した激甚災害に伴い崩壊が発生し、放置すると人家2戸以上又は公共的建物に倒壊等著しい被害を及ぼすと認められる箇所において市町村が直接人命保護を目的として緊急的に実施するがけ崩れ防止工事。 【採択要件】市町村地域防災計画への記載、がけ高、人家戸数、事業費</p>	国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課	
その他	-	行政苦情110番	国	<p>国の行政全般について、苦情や意見・要望を受け付ける。「どんな支援策があるか知りたい」、「どこに相談したらよいか分からない」といった相談にも対応。 (電話による相談受付) 全国共通番号:0570-090110 (インターネットによる相談受付) https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan.html</p>	総務省行政評価局行政相談企画課
	-	義援金口座への振込みに係る手数料の無料化	全国銀行協会加盟行	7月16日(木)開始	金融庁監督局 監督調査室
			地方銀行協会加盟行	7月9日(木)開始	
			第二地方銀行協会	義援金の受付について検討中	
			全国信用金庫協会	義援金の受付について検討中	
			全国信用組合中央協会	開始時期は調整中であるが、義援金の募集は実施予定。現在、社内手続きを進めているところ。	
ゆうちょ銀行	7月7日(火)開始				
-	義援金募集詐欺への対応	金融庁	金融庁ウェブサイトに義援金等を装った詐欺に関する注意喚起の掲載(7月10日(金)17時掲載)	金融庁監督局 銀行第一課	
-	有価証券報告書等の提出期限の延長	国	上場企業等が提出する有価証券報告書等の提出期限を延長するもの	金融庁企画市場局 企業開示課	
	決算発表等に関する取扱い	東京証券取引所等	<p>・決算発表の時期について、「決算期末後45日以内」などの時期にとらわれず、決算内容が確定次第開示することを容認。 ・決算短信における業績予想について、業績予想を開示することが困難となった場合には開示不要(開示が可能となった時点で追加的に開示)。</p>	金融庁企画市場局 市場課	